

本会の運営・活動の簡素化・効率化計画

〔 令和 2 年 2 月 5 日 〕
〔 第 1 0 8 回評議員会 〕

趣旨

全国市議会議長会（以下「本会」という。）の運営と活動については、簡素化・効率化を図る観点から必要な見直しを行い、各市議会の負担の軽減を図るとともに、近年の政治、行政、経済、社会等の構造的な変化に即応して、本会の諸事業を一層効果的に展開する環境を整える。

今後とも、社会経済等の変化に対応して必要な見直しを行っていく。

【部会長会議】

○7月開催の部会長会議について

7月開催の部会長会議は今後も継続して開催する。

7月の部会長会議においては、理事会協議事項（会長提出議案等）を取り扱うだけでなく、政府の動向や本会の課題等について事務局からの説明会等を開催する。また、各市の実情などを踏まえて、各年度あるいは年度を越えた重点要望など本会の運営方針について幅広く意見交換を行うこととする。

（令和 2 年 7 月の部会長会議から実施）

○10月部会長会議の開催地の見直しについて

10月部会長会議の開催地について、「会長市開催」を見直し、11月の理事会・評議員会と同日の「東京開催」とする。

（令和 2 年 10 月の部会長会議から実施）

【理事会】

○理事会と評議員会の合同会議化について

理事会と評議員会を合同会議として開催する。

理事会完結案件については、理事のみに諮る議事進行とし、評議員会完結案件については、理事会の了承を得た上で直ちに評議員会に諮る議事進行とする。

このため、合同会議化するに当たり、必要な資料（未定稿）を事前に送付し、協議事項について予め検討できるようにするとともに、当日の会議の活性化と審議時間の短縮を図る。

なお、全国市議会議員互助会代議員会（構成員：本会理事）については、合同会議散会後に開催する。

（令和 2 年 11 月の理事会及び評議員会から実施）

【評議員会】

○2月の評議員会における委員長報告の廃止について

2月の評議員会の委員長報告では、主に次年度政府予算案等における要望結果の報告を行っているが、5月の定期総会においてもほとんど同じ内容を報告しているため、2月の評議員会における口頭での委員長報告は廃止し、書面報告とし、定期総会において委員長報告を行うものとする。

(令和3年2月の評議員会から実施)

○理事会と評議員会の合同会議化について（再掲）

理事会と評議員会を合同会議として開催する。

理事会完結案件については、理事のみに諮る議事進行とし、評議員会完結案件については、理事会の了承を得た上で直ちに評議員会に諮る議事進行とする。

このため、合同会議化するに当たり、必要な資料（未定稿）を事前に送付し、協議事項について予め検討できるようにするとともに、当日の会議の活性化と審議時間の短縮を図る。

なお、全国市議会議員互助会代議員会（構成員：本会理事）については、合同会議散会後に開催する。

(令和2年11月の理事会及び評議員会から実施)

【定期総会】

○定期総会における会議時間の短縮について

会議における事務報告・部会提出議案・会長提出議案等について、要領よく補足説明することで全体の会議時間の短縮に努める。

(令和2年5月の定期総会から実施)

【委員会】

○1月から2月に開催している各委員会について

本会委員会活動の重要性に鑑み、引き続き年3回開催することとし、2月の委員会で行っている講演会については、そのあり方を見直し、所管行政の課題や政策の方向性などについて情報提供を充実する方策を検討する。

(令和3年2月の委員会から実施)

○理事会当日や前後日における委員会（協議会）の開催について

理事会当日の委員会（協議会）の開催は難しいが、可能な限り理事会開催の前後日に日程を設定するよう努める。

このため、委員会提出資料の重点化・簡略化を図り、簡明で分かりやすい資料とする。

【役員市事務局長会議】

○役員市事務局長会議の開催について

会務運営を円滑に行うためには、役員市（正副会長、監事、部会長）と本会事務局間の意思疎通が不可欠であることから、今後も継続して年2回(8月、1月)開催することとし、緊急を要する場合など必要に応じてメールによる意見調整を行うものとする。

また、会議資料については、事前にメール送付することで審議時間の短縮に努める。

○役員市事務局長会議の充実について

会議においては、役員会協議事項（会長提出議案、予算原案等）を取り扱うだけでなく、政府の動向や本会の課題、各市の実情などを踏まえて、各年度あるいは年度を越えた重点要望など本会の運営について意見交換を行う。

【役員選考委員会】

○役員予備選考委員会の廃止について

総会当日に開催する役員選考委員会は、役員予備選考委員会での選考結果の確認を行うだけの形骸化した会議となっていることから、次回改選時（令和3年5月）から役員予備選考委員会を廃止し、役員選考委員会を総会前に開催する。

（令和3年5月の定期総会から実施）

【共通事項】

○資料の事前送付について

原則として各会議の協議事項に関する資料（未定稿）は正副会長会議後、速やかに事前送付する。

資料の作成にあたっては、必要に応じ論点ペーパーを作成するなど極力簡略で分かりやすい資料の作成に努める。

なお、メール受信が難しい市には弾力的に対応する。

○政務活動の充実について

各委員会でこれまでの与党幹部に加えて、各部会で実質的に政策を担う中堅幹部に対する要望活動を充実する。

このため、各委員会でこれまでの要望活動のあり方について見直しを行い、速やかに対応していく。

（令和2年7月の委員会から実施）

○各種会議時間の短縮について

会議における事務報告・部会提出議案・会長提出議案等について、要領よく補足説明することで全体の会議時間の短縮に努める。

○全市発送物の見直しについて

紙による全市発送物の見直しを行い、メール送付やHP掲載で済むものについては全市発送をやめる。【別紙資料参照】

○各協議会の見直しについて

各協議会については、今後各協議会において自主的に検討する。

【その他】

○都市問題に関する特別委員会の設置について

「都市問題に関する特別委員会」を本会の委員会の一つとして設置し、都市問題に関する実情を調査し、課題の解決を図るために必要な政策や施策、取組み等について、速やかに国等に対して要望又は提言を行う。